

保護者各位

川崎市こども未来局

インフルエンザに係る登園許可証の取扱い継続
及び感染拡大防止に向けた取組について

医療機関のひっ迫と通院による感染リスクを回避するため、国の通知に基づき、インフルエンザに罹患した児童が登園を再開する際に、医療機関の発行する「登園許可証」の提出を求めない取扱いを、暫定的に令和5年3月31日まで実施する案内をしておりましたが、令和5年4月1日以降も当面の間、この取扱いを継続することとします。なお、国から新たな取扱いが示された場合は、改めてお知らせいたします。

保護者の皆様におかれましては、感染拡大防止のため、次の事項について御協力をお願いします。

- 発熱や呼吸器症状などの風邪の症状がある場合は登園を控えてください。在園児及び同居家族について、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは登園・送迎は控えてください。（呼吸器症状が新型コロナウイルス感染症によるものではないと医師が判断した場合はこの限りではありません。）
- インフルエンザに罹患した場合は登園停止期間を厳守してください（下の表を参照）。
- 登園許可証の提出を求めない場合においても主治医等による指示を遵守してください。

【インフルエンザ罹患時の登園停止期間について】

◎発症後（発熱が始まった日の翌日が1日目）5日を経過し、かつ解熱後（解熱した日の翌日が1日目）3日を経過するまで登園停止となります。

乳幼児（保育園・幼稚園など）インフルエンザ罹患時の発熱期間と登園開始日の目安												
●発熱 △解熱日 ○解熱後												
		0日目 発症当日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
解熱に要した期間	2日間	●	●	△	○	○	○	登園可能				
	3日間	●	●	●	△	○	○	○	登園可能			
	4日間	●	●	●	●	△	○	○	○	登園可能		
	5日間	●	●	●	●	●	△	○	○	○	登園可能	
	6日間	●	●	●	●	●	●	△	○	○	○	登園可能

※「発症当日」は発熱の症状が現れた日で、発症当日の翌日から「発症後1日目」と数えます。
 ※「解熱日」は解熱した日で、解熱日の翌日から「解熱後1日目」と数えます。
 ※一日のうちで、発熱・解熱をともに認められた場合は、発熱期間とします。
 ※本表の太線の枠内は登園停止期間となります。

参考：保育所における感染症対策ガイドライン（2022（令和4年）年10月一部改訂）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001071861.pdf>